

## 箱根町景観施策推進会議第 20 回会議 次第

日時：平成 28 年 2 月 18 日（木）

10：00～11：00

場所：分庁舎 4 階 第 7 会議室

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 景観施策の取り組み状況と今後について
- (2) その他

日 時	平成 28 年 2 月 18 日(木) 10 時 00 分から 11 時 00 分まで	場 所	分庁舎 4 階 第 7 会議室
出席者	会議メンバー：7 名 都市整備課：石田係長、大木主任主事、小柳主事補		
<b>議題、会議概要等</b>			
石田係長のあいさつ及びメンバーの自己紹介の後に、次第に添って会議を進行したものである。			
<b>1 景観施策の取り組み状況と今後について</b>			
資料 2「現在までの景観施策の実施状況及び今後の取組について」について、事務局から説明を行ない、メンバーから意見を頂いたものである。			
<b>2 その他</b>			
事務局から町内の公共サインの現状について報告を行ない、今後の会議の開催体制について説明を行ない、メンバーから意見を頂いたものである。			

箱根町景観施策推進会議 第 20 回会議 会議録

<p>議題</p>	<p>(1) 景観施策の取り組み状況と今後について</p>
<p>協議概要</p>	<p>平成 21 年から現在までの景観施策の取組と、今後取組を進めていく事項について資料を交えて説明したもの。</p>
<p>協議</p>	<p>◎これまでの取組と今後の取組について説明したが何か質問や意見はあるか。なお景観計画実施計画については効果が確認できないため、実施結果の取りまとめは平成 25 年度分を最後に終了する。今後は各課で事業の進行管理をしてほしい。(事務局)</p> <p>→眺望点指定についてだが、指定されれば建築制限をかけていくという話だが、既に眺望点を指定し制限をかけている市町村はあるのか。(環境課)</p> <p>→ある。指定の方法としてはある場所から身長 150～180 c mの人から見た角度の中にある土地については建築をさせないよう土地所有者に協力を求めていくといった流れになると思う。(事務局)</p> <p>→強制力はあるのか。(環境課)</p> <p>→発生する場合もある。決め方次第である。(事務局)</p> <p>→眺望点の話がでたが、指定するとその場所の整備や維持管理などのコストが発生する。ロープウェー乗り場など現状で眺望が確保されている民間の施設を指定することはできないか。費用も掛からず、その施設の宣伝にもなるのでよいと思う。(上下水道温泉課)</p> <p>→ジオパークからの視点になるが、ジオサイトとして指定されているところではそもそも建築が出来ないので、まずはそのようなところから指定していくのはどうか。(生涯学習課)</p> <p>→規制をかけるとどうしても利害関係が出てくるため、そのようなことのない場所を選んで決めていきたいと思うが、良い場所については保全の意味も込めて眺望点として景観を残す形で取り組んでいきたいと思う。ジオサイトや民間施設についても十分検討していきたい。(事務局)</p> <p>◎県から屋外広告物事務の権限移譲と窓口一元化を検討するという話だが、現在箱根町の屋外広告物は自然公園法でも規制されており、普通地域も特別地域に準ずるという形で規制されているが、個人的な意見だが権限移譲を受ける際に普通地域に関しては緩和することを検討してもよいのでは。普通地域は商店街も多いので賑わいや、現状に適合させるという考え方もある。(生涯学習課)</p> <p>→実際、景観の良し悪しは個人的な判断になってしまうので難しいのでは。(事務局)</p>

	<p>→自然公園法の規制が一番厳しいところに合わせているので、現状に寄り添うような形にすることを検討しても良いのではないかと考えている。(生涯学習課)</p> <p>→窓口の一元化は難しいが、補助金制度などを作り届出をしてもらうことである程度のルール作りはできるのではないかと考えている。(事務局)</p> <p>◎立場が変わると見方が変わるというが、以前定住化プロジェクトに参加していたが、人を住ませるとなると利便性が需要で、大型マンションや大型店舗等が必要になるのがわかる。町民の立場に立って考えるとそういうものがあつた方が便利である。規制だけではなく緩和が必要で、景観施策を進めるのが難しいのは景観計画が規制するものが多いからではないかと思う。自然公園法にも働きかけて箱根町らしい景観を作るための景観計画の見直しが必要ではないか。(上下水道温泉課)</p> <p>→都市計画の観点も入ってくるが、用途地域が指定されている地域については開発を推し進め、無指定地については開発させないという町の考え方の中で、景観の観点からどこまで緩和できるかということは、町の人口が減っている中、考えていかなければならないと思う。(事務局)</p> <p>→町に企業が進出してこないのは自然公園法や景観計画の規制が厳しく、特に緑地率の問題が大きいのではないかと考える。その辺りが緩和できれば企業の誘致も出来ると思う。(上下水道温泉課)</p> <p>→まちづくりを兼ねた中での景観の取組を考えてなければならぬ。個人的な意見だが、見る物と見る人の価値観が合わさって景観となるので、民間が考える景観と町で考える景観をうまく摺合せすることを考えていかなければならないと思う。(事務局)</p> <p>→箱根登山は企業のイメージカラーとして赤やオレンジを使っており、それは箱根寄木細工からとっているが、自然公園法では違反となってしまう。町から環境省への働きかけの他、現在都市計画マスタープランを作成していると聞いているが、それを作成する中で景観について町民と対話し検討していかねばならないと思う。(生涯学習課)</p> <p>→都市計画マスタープランには景観についても盛り込まれているが、そういった計画の中でも色々と検討していかねばならないと思う。(事務局)</p>
<p>議題</p>	<p>(2) その他</p>
<p>協議概要</p>	<p>町内にある案内板等の現状と、今後の本会議の開催体制について説明を行なったもの。</p>
<p>協議</p>	<p>◎美化パトロール隊等から、町内の名所旧跡にある案内板等の劣化が激しく、板面の内容が判読できないものが多数あるとの報告を受けている。管理している各課も承知しているとは思いますが、公共サインガイドラインに基づき適切な管理をお願いします。またこれは提案であるが、劣化した案内板等に早急な対応が難しいというのであれば、一時的に案内板等を撤去し対</p>

応できる状況になってから再度設置するという手法を検討していただけないか。(事務局)

→ (質問等無し)

◎ここ数年景観施策推進会議は、上半期に景観計画実施計画の報告、下半期に景観アドバイザーを招いてその年に各課が作成した案内板等の評価を貰うという形で年2回定期的に開催してきたが、景観施策や今後の方策など本来議題に挙げるべき内容に触れてこなかった。そのため開催体制を事務局から方針の伺いを立てるときなど、必要な時に随時開催する体制を取ろうと考えているのでご了承願いたい。また案内板を設置するときなど事務局は相談に乗るのでぜひ相談していただきたい。(事務局)